

【諮詢】

II. 畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について
平成19年産からの畑作物共済に係る共済関係に適用する畑作物一次共済掛金標準率は、次により算定する。

1. 基礎被害率 $\cdots d_h(①)$

共済目的の種類ごと（大豆については、一筆単位方式、半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式の別を、茶については、半相殺農家単位方式及び災害収入共済方式の別を含む。以下同じ。）及び都道府県の区域ごとに、昭和61年産から平成17年産までの実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2. 畑作物一次共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、これに所要の安全率を付加したものを畑作物一次共済掛金標準率とする。 $\rightarrow ② \sim ④$



↓

p_1

【解説】

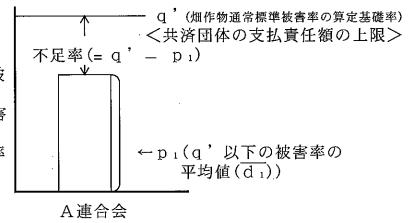
【畑作物一次共済掛金標準率 (p_1) の算出方法】(1) 畑作物通常標準被害率の算定基礎率 (q') の算定 (②)

- 各年の基礎被害率 (d_h) から、「不足率」の概念により算出。

ア 不足率の概念

- 「不足率」とは、右図のとおり、 q' と q 以下の被害率の平均値 (p_1) の差で示される部分。

- これは、仮に、 q' で保険金（共済金）を支払う場合には、共済団体段階で不足金が生じることから、「不足率」と呼称。



イ 算定式

- 不足率の「割合」及び「水準」から次式により算出。

| | 畑作物通常標準被害率の算定基礎率 (q') |
|------------|--|
| ・算定式 | $p_1 = 0.9q' - 0.8$ |
| ・不足率の割合 | $\frac{q' - p_1}{q'} = 0.25 \cdots i)$ |
| ・不足率の水準 | $p_1 = q' - 1.0 \cdots ii)$ |
| ・2つの式のウェイト | i) : ii) = 1 : 3 |
| ・2つの式の合成 | $i)$ 式より $p_1 = 0.75q'$ $ii)$ 式より $+ 3p_1 = 3q' - 3.0$ $4p_1 = 3.75q' - 3.0$ $\therefore p_1 = 0.9q' - 0.8$ |

(注) 畑作物共済は、都道府県単位ごとに設定しており、収穫時期が近い等の類似性のある（複数の）共済目的によって構成される区分（＝「畑作物共済再保険区分」）ごとに、各共済目的の q' を保険金額で加重平均することにより、その再保険区分の畑作物通常標準被害率 ($q \rightarrow ⑦$) を算出している。

(2) 畑作物一次共済掛金標準率 ($_P$) の算出 (④)

・ 各年の基礎被害率 (d_h) のうち、 q' 以下の被害率の平均値 (\overline{d}_1) に安全率を加えたものと、 q' を超える部分の被害率の平均値 (\overline{d}_2) を合計して算出する。

$$_P = \overline{d}_1 + \Delta + \overline{d}_2$$

(注1) Δ (安全率) は、将来の予測値の振れを統計論的に、一定程度の幅で勘案したもの。

(注2) 上記の \overline{d}_2 は、主として政府が担う部分であり、「畑作物再保険料基礎率の算定基礎率」 ($= P_s'$) と定義している。(→③)

なお、畑作物共済再保険区分 ((1) の (注) を参照) ごとに、各共済目的の P_s' を保険金額で加重平均することにより、その再保険区分の畑作物再保険料基礎率 ($P_s \rightarrow ⑧$) を算出している。

【畑作物二次共済掛金標準率 ($_P_i$) の算出方法について】・・・⑤

上記で求めた畑作物一次共済掛金標準率 ($_P$) について、ばれいしょ、大豆、蚕繭等 6 作物等は、品種、収穫時期の差異により、価格、被害の発生態様が異なることから、「類区分」を定める必要があるため、共済金額により加重平均して、「類区分」ごとの畑作物二次共済掛金標準率 ($_P_i$) を定める。

(注) $_P_i$ の「i」は、i 番目の類区分であることを意味する。

【畑作物基準共済掛金率 ($P_{i,j}$) の算出方法について】・・・⑥

上記で求めた畑作物二次共済掛金標準率 ($_P_i$) について、都道府県知事が設定する、危険の程度が類似する地域（組合等の区域又はその区域を分けた区域=危険階級 (j)）ごとに、共済金額により加重平均して、畑作物基準共済掛金率 ($P_{i,j}$) を算出する。